

民宿の開業を検討するときのチェックリスト

チェック項目		チェック欄	関係する法令	
その土地で開業できるでしょうか	自然公園法や景観条例等で規制を受けている地域ではありませんか		自然公園法、四万十川条例	
	市街化調整区域内ではありませんか		都市計画法	
	施設を新設、増設するところは農地ではありませんか		農地法	
	施設を新設、増設するところは農業振興地域の農用地ではありませんか		農地法	
提供するサービスによって許可が必要になります	1泊2食付き		旅館業法	
	B & B (一泊朝食付き)		食品・衛生法	
	食事は提供しない		旅館業法	
お客様に安全に泊まっていたり施設として必要な条件は整っているでしょうか	客室の面積	33㎡未満ですか	旅館業法	
	宿泊の用途に供する面積	50㎡を超えますか	消防法	
		100㎡を超えますか	建築基準法	
	面積	客室面積（お客様のお泊まりになる部屋の面積）		㎡
		民宿専用面積A		㎡
		住宅専用面積B		㎡
		供用面積C		㎡
		全体の面積 $D = A + B + C$		㎡
民宿用途面積 $E = A + C * A / (A + B)$		㎡		
住宅用途面積 $F = B + C * B / (A + B)$		㎡		
お客様に快適に泊まっていたり条件は整っているでしょうか	適当な換気、採光、照明、防湿、排水、スペースは確保されていますか		旅館業法、水質汚濁防止法、浄化槽法	
	玄関帳場は準備できていますか			
	適当な規模の浴室がありますか。			
	トイレは水洗（浄化槽）ですか、また水洗に変える予定がありますか			
農林漁家の方が民宿開業する場合、条件が緩和される場合があります	洗面所		旅館業法 (緩和の要件)	
	証明できるもの（耕作証明書、漁協（森林）組合正組合員の証明書 等）が必要です。			
あなたの民宿ではどのような農山漁村体験を提供しますか				

専用面積の考え方

客室 10㎡ ①	共用洗面所 10㎡ ⑥	厨房 10㎡ ⑦	食堂 10㎡ ⑨	住宅専用の部屋 40㎡ ④
	共用する廊下 6㎡ ⑧		共用する玄関 10㎡ ⑩	住宅専用の部屋 40㎡ ⑤
客室 15㎡ ②	客専用ロビー 10㎡ ③			

民宿専用面積 A	$①+②+③=35\text{㎡}$
住宅専用面積 B	$④+⑤=80\text{㎡}$
供用面積 C	$⑥+⑦+⑧+⑨+⑩=46\text{㎡}$
全体の面積 $D=A+B+C$	$A+B+C=161\text{㎡}$
民宿用途面積 $E=A+C \times A / (A+B)$	$35+46 \times 35 / 115=49\text{㎡}$
住宅用途面積 $F=B+C \times B / (A+B)$	$80+46 \times 80 / 115=112\text{㎡}$